

氷室作太夫家住居保存活用計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「氷室作太夫家住居保存活用計画策定業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 委託業務の名称

氷室作太夫家住居保存活用計画策定業務

(2) 委託業務の範囲

氷室作太夫家住居保存活用計画策定

(3) 業務期間

①令和6年度

契約締結日から令和7年3月21日まで

②令和7年度

令和7年度契約によって定める。

(4) 限度額

令和6年度においては4,602千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とし、2か年の上限額は9,204千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を見込む。この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、予算の確保を確約するものではない。また、提案見積価格は上記の上限額を超えてはならないものとする。

(5) 留意事項

計画策定期間は令和6年度から令和7年度までの2か年とするが、本契約は令和6年度の単年度契約とする。本業務を受託した者が誠実に本業務を遂行した場合は、次年度の契約については随意契約を予定している。ただし、本業務に関する予算が成立しない場合は、その限りではない。

3 プロポーザルの実施方法

(1) 実施形式

公募型

(2) 選定委員会の設置

提案を審査し、受託候補者を選考するため、津島市プロポーザル選考委員会（氷室作太夫家住居保存活用計画策定業務）設置要綱に基づき、津島市プロポーザル選考委員会（氷室作太夫家住居保存活用計画策定業務）（以下、「委員会」という。）を設置する。

(3) 受託候補者の選考

受託候補者の決定にあたっては、氷室作太夫家住居保存活用計画策定業務にかかるプロポーザル評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき、委員会にお

いて、提案内容を公平かつ客観的に評価し、評価の高い事業者から順に受託候補者及び次点候補者を選考する。

(4) 実施日程（予定）

プロポーザルによる受託候補者の選考は、次の日程により実施する。

日程	内容
令和6年5月29日（水）	実施の公告
令和6年6月12日（水）	現地説明会（希望者のみ）
令和6年6月17日（月）	質問事項の提出期限（質問は、持参、書面による郵送、電子メールで提出）
令和6年6月21日（金）	質問事項の回答（ホームページ）
令和6年7月1日（月）	参加申込書及び企画提案書の提出締切
令和6年7月5日（金）	一次審査結果の通知
令和6年7月18日（木）	プレゼンテーション、ヒアリング
令和6年7月23日（火）	審査結果の通知、結果の公表（ホームページ）
令和6年7月26日（金）	契約締結

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 他の地方公共団体において、過去10年間に文化財建造物（指定・未指定問わない）の保存活用計画策定業務を受託した実績があること。
- (2) 令和6・7年度津島市入札参加資格審査申請要領に基づき、入札参加資格者名簿に登録された者であること。ただし、入札参加資格者名簿に未登録の者は、次の表に掲げる書類（申請日において、発行日より3か月以内のものとする。鮮明であれば全て写しは可だが、写しの場合は原本証明されていること。）を提出させ、確認した上で当該プロポーザルに参加させることができる。

書類名	摘要
登記事項証明書等	法人の方のみ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
身元証明書	個人の方及び受任者（本籍地の市区町村で発行）
委任状	契約権限等を委任する場合のみ。様式は任意のもの
印鑑証明書	法人は法務局、個人は市区町村証明のもの
納税証明書（国税）	法人の方「その3の3」／個人の方「その3の2」
納税証明書（愛知県税）	愛知県に納税義務がある場合のみ 県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと用）
納税証明書（津島市税）	津島市に納税義務がある場合のみ（完納証明書）

- (3) 津島市指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（法第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持または運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当すると知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

5 応募手続等

(1) 募集方法

公告及び津島市公式ホームページ

(2) 提出書類（各 1 部。ただし、エ及びコは副本として 8 部）

- ア 参加申込書（様式 1）
- イ 誓約書（様式 2）
- ウ 企画提案書提出書（様式 3）
- エ 企画提案書（3）提案事項を参照
- オ 会社概要
- カ 実績一覧表（様式 4）
- キ 業務実施体制調書（様式 5）
- ク 管理技術者および主たる担当者の経歴書（様式は問わない。）
- ケ 同種業務経歴等調書（様式 6-1、6-2）
- コ 業務工程表（様式は問わない。）

- サ 社会的取組を証明する書類
- シ 見積提案書（令和6年度及び令和7年度のもの。様式は問わない。）
- ス プレゼンテーション出席者報告書（様式9）

(3) 提案事項

別紙「企画提案書等作成要領」を参照して作成すること。

企画提案書においては以下の4項目に係る貴社の提案、考え方を記載すること。
なお、提案は業務自体の成果を示すものではなく、検討等のプロセスを示すものとする。

ア 計画を策定するうえで、特に重視する視点等に関する提案について

イ 氷室作太夫家住居の保存・活用に関する提案について

ウ 計画に関する方針を設定するまでの意見聴取、情報収集や地域団体との連携について

エ 本業務で実施する独自の取組に関する提案について

(4) 提出期限

令和6年7月1日（月）午後5時必着とする。

(5) 提出方法

持参又は郵送によること。

なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(6) 提出先

下記13 所管課に同じ

6 本実施要領等に対する質問期限及び回答

(1) 質問方法

質問書（様式7）を持参し、又は電子メールで送信すること（電子メール：shakyo@city.tsushima.lg.jp）。なお、電子メールで提出する場合は、送信後電話でその旨を連絡すること（日曜日、土曜日及び休日を除く各日の午前9時から午後5時までに限る。）。

(2) 提出期限

令和6年6月17日（月） 午後5時必着とする。

質問期限以降の質問は、一切受け付けないものとする。

(3) 提出先

下記13 所管課に同じ

(4) 回答方法

すべての質問事項及び回答をまとめ、令和6年6月21日（水）（予定）に津島市公式ホームページに掲載する。

7 現地説明会

(1) 開催日時及び場所

令和6年6月12日(水) 午前10時から
氷室作太夫家住居(津島市片町2丁目7・8番地)

(2) 申込方法

令和6年6月7日(金)までに現地説明会出席者報告書(様式8)を提出すること。

8 審査方法

(1) 一次審査(書類審査)

ア 評価方法

担当部局にて、提出された企画提案書等について、「氷室作太夫家住居保存活用計画策定業務にかかるプロポーザル方式における審査項目」中「業務実施能力評価」にかかる項目を採点基準ごとに評価し、合計得点の高い3者(参加者が3者を超えない場合は、すべての参加者)について、それを選考委員会に諮ったうえで二次審査の対象者を決定する。

なお、合計得点と同点となる者があるときは、見積提案額が安価な者を上位者とする。

イ 審査結果の通知

令和6年7月5日(金)までに、一次審査を行ったすべての参加者に対して、一次審査結果通知書により通知する。

(2) 二次審査(プレゼンテーション審査)

一次審査を通過した者に対して、「氷室作太夫家住居保存活用計画策定業務にかかるプロポーザル方式における審査項目」中「提案内容評価」にかかる項目を採点基準ごとにプレゼンテーション審査を行う。

ア 実施日時

令和6年7月18日(木)とし、時刻及び場所は一次審査を通過した者に対して個別に通知する。

イ プレゼンテーション審査方法

別紙「審査実施要領」のとおり

ウ 評価方法

選考委員の各委員の評価点を集計し、合計得点の最も高い者を第1位順位の受託候補者とし、2番目に高い得点の者を次点候補者とする。なお、評価点と同点となる者があるときは、その者のうち見積提案額が安価の者を上位者とする。

ただし、各評価項目の合計得点が総配点の6割に満たない者は候補者としな

9 審査結果

審査を受けたすべての企画提案者へ文書で通知するとともに、ホームページに掲載する。通知日は令和6年7月23日（火）（予定）とする。

10 提出書類の扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザルにかかる審査以外には、提出した者に無断で使用しない。ただし、市が本プロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合は、提出者の承諾を得ずに使用できるものとする。
- (3) 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (5) 提出された書類に含まれる著作権、特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提出した者が負う。

11 情報公開及び提供

市は、企画提案者から企画提案書等について、津島市情報公開条例（平成12年3月31日条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前について、決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とする。

12 その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急のやむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザル方式に要した費用を津島市に請求することはできない。

(2) 参加辞退の場合

企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛に提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合、又は候補者決定までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留

意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が「2(4) 限度額」を超過した場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、予め受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 異議の申立て

申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(6) 記載内容以外の事項

本要領及び仕様書に示す要件、構成等は主要項目である、これに明記していない事項についても、本業務を遂行する上で当然備えるべき事項については要求内容に含まれるものとして提出書類を作成すること。

13 問合せ先

所 管 課 津島市教育委員会社会教育課
生涯学習・文化振興グループ（津島市役所 2 階）
所 在 地 〒496-8686 愛知県津島市立込町 2 丁目 21 番地
メールアドレス shakyo@city.tsushima.lg.jp
電 話 番 号 0567-55-9421
担 当 村松、矢入